

## 目次

1.	序文1
2.	包囲3
	2.1 概況
	2.2 包囲下の死
	2.3 飢餓
	2.4 医療従事者、医療、包囲された人びとの健康7
	2.5 拘束と拘禁、拘禁中の死亡9
3.	国際法における包囲10
	3.1 国際人権法 10
	3.2 国際人道法10
	3.3 国際刑事法11
4.	結論と勧告
	シリア政府に対する勧告13
	シリア国内のすべての武装反対派グループに対する勧告 13
	国連安全保障理事会に対する勧告14
	近隣諸国に対する勧告14
	国際社会、とくに支援手段を持つ国に対する勧告14
5.	付録: 包囲中の死亡者一覧16
巻	末 注21

表紙写真:国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) の食糧支援を待つ ヤルムーク難民キャンプの人びと ©unrwa.org

## 序文

シリアでは改革を求める抗議行動と反体制運動が起きたが、当局の徹底した弾圧を受け、やがて内戦に発展した。それから3年、紛争はなお続き、全土でおおよそ250万人の市民が、包囲の中で生活している。その多くが過酷な状況に耐えて生き延びている。そのほとんどが政府軍に包囲された地域に住み、1年以上も爆撃や砲撃にさらされ、実質上閉じ込められた状態にある。日々の食糧が尽き、狙撃されるリスクをおかしても家族のために野草をあさり、さらに犬や猫を殺して食べることもあるという。一方、政府軍を支持する地域もある。政権派の地域では、反体制武装勢力から攻撃され、食糧、燃料、医療品等の必需品の供給を絶たれている。

政府軍が包囲する地域は、首都ダマスカスの郊外やホムス、アレッポなどの大都市、またその周辺地域だ。 ダマスカスの中心街から8キロほどに位置するヤルムークとその東端の東グータは、アサド大統領の部隊に 包囲され、攻撃を受けている。シリア第3の都市ホムスの一部や北東のアルハサカも同様の攻撃にさらされ ている。反政府戦闘員らは、シリア最大の都市アレッポの中央刑務所を襲い、近くにあるザワラとヌブルの 村民が政府を支持していると見てこれらの村も襲撃した。

この報告書では、ヤルムークに焦点をあて同地域の状況を詳述する。同地域は、特に長期にわたり包囲され、被害も最大で、飢餓による死者数が他のどの地域よりも多い。ダマスカスの南側に位置し、長さ2キロの地域に建物が密集している。住民はシリア人だけでなくパレスチナ人もいる。イスラエル国家が創設された1948年以降、また1967年にイスラエルが西岸地区とガザ地区を占領した際に、多くのパレスチナ人が居住地を追われて難民としてシリアに逃れた1。ヤムルークのパレスチナ人は、その難民や子孫である。今回の紛争が始まった時、ヤルムークは国内最大のパレスチナ人の難民コミュニティで、難民キャンプというより密集した住宅地だった。住民のうち18万人がパレスチナ難民で、あとの何十万人かはシリア人だった。紛争が本格化して住居を失った人びとがヤルムークへ逃れてくる一方で、もともといた住民の中には難民として国内外に脱出した者もいる。

政府軍は 2012 年、ヤルムークを包囲した。2013 年 7 月、ヤルムークに通じるすべての道路を封鎖した。以来、今年 1 月 18 日からは断続的に食糧の供給があったものの、軍は、人、食糧、医療品等の生活必需品の流入を阻止してきた。町に残る民間人は 1 万 7000 人から 2 万人といわれ、高齢者、病人、幼い子どももいる  $^2$ 。

ヤルムークでは軍による包囲と攻撃で多数の民間人が死亡したと伝えられている。アムネスティは、2013年7月の包囲攻撃以来、死亡した民間人 194人の情報を入手した。それによると、餓死、医療不足、狙撃の3つが、主要な死亡要因だった。また、多数が怪我や身体の一部欠損を負い、長期の過酷な状況により病気になっている。市民は飢餓寸前にあり、食料となるものならなんでも漁らざるを得ない状況にある。

病人や負傷者を手当する医療施設は限られている。人びとは先行き不安と包囲解除後の政府軍の対応に不安 な日々を送っている。他の地域でも軍による包囲は、同様の困窮と恐怖を生んでいる。

さらにシリアの治安部隊は、多数のヤルムーク住民を拘束し、その多くが強制失踪をさせられている。拘束中に不審死をした人もいる。非拘束者の中には医療従事者が 12 人もいる。このうち 6 人は強制失踪させられ安否不明で、1 人は拘束中に死亡した。全員が、医療活動をしたという理由で治安部隊に狙われたとみられる。他の医療従事者も包囲軍により狙撃や無差別攻撃を受け、殺傷された。

シリアのパレスチナ人がおかれている苦境は、同国全土の壊滅的状況の縮図といえる。パレスチナ人難民 53 万人の 3 分の 2 が、再び難民となった。そのうち 27 万人が国内に避難した。国外に避難した人びとのうちおよそ 5 万人はレバノン、1 万 1,000 人がヨルダン、6,000 人がエジプト、1,000 人がリビア、1,000 人がガザ地区だった。トルコ、マレーシア、タイ、インドネシア等の国々にも避難したと伝えられている 3。

シリア、レバノン、ヨルダン、西岸地区、ガザ地区にいるおよそ 500 万人のパレスチナ人を保護し支援を提供する国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) は、すでに 2013 年 7 月時点で「ヤムルークは崩壊の窮迫状態にある」としている。

この報告は、アムネスティがヤルムークの住民 6人と元住民 12人から得た情報をもとにしている。元住民は国内外で難民生活を送っており、ヤルムークにとどまっている家族や知り合いと辛うじて連絡をとりあっているという。これらの情報提供者との接触は、インターネット、スカイプ、電話などを利用した。他の情報源には、人権団体、人道主義組織、医療団体、ヤルムークなどの地域住民が公開する写真やビデオなどがある。情報提供者の安全確保上、氏名は伏している。

国際人道法(戦時国際法)は、市民の飢餓を戦闘の手段とすることを禁じている。紛争にかかわる政府軍ほかすべての当事者は、支援を求める市民への中立的、人道的支援が迅速に届くよう配慮すべきだ。さらに、包囲網内の市民が居住地域を離れられ、人道支援員が自由に移動できるようすべきである。紛争当事者は、負傷者や病人が容易に搬送され医療を受けられるようにしなければならない。民間人の集団処罰にあたる包囲は、国際人道法で禁じられている。

アムネスティは、政府と軍隊がヤルムークと他の民間人工リアの包囲をただちにやめ、狙撃や無差別攻撃などへの攻撃を停止し、人道組織団体が市民地域に入り支援できるようにすることを求める。トルコ等周辺国からの反政府武装勢力下の地域への移動、政府軍、反体制勢力の間の紛争ラインを越える移動も対象とする。

反政府武装グループもまた、その支配下にある地域に支援機関が自由な出入りを認め、無差別攻撃など国際 法で禁じる行為を停止すべきである。いずれの紛争当事者も医療従事者の役割に配慮し、医療者や人道支援 従事者を攻撃してはならない。また、拷問などの虐待が国際法で禁じられていることを念頭に置き、拘禁者 を常に人道的に取り扱うべきである。さらに、人権の正当な行使や、出自や信念を理由に拘束や投獄を受けている人びとは、ただちに釈放されるべきだ。

国連安全保障理事会は、シリアの悲惨な状況への対応措置を継続し、すべての紛争当事者は、その配下の勢力が犯した戦争犯罪、人道に対する犯罪などの甚大な人権侵害について、国際的司法基準で責任が問われることを明確にすべきである。そのために国連安全保障理事会は速やかにシリアの状況を国際刑事裁判所の検察官に付託すべきである。

## 2.包囲

#### 2.1 概況

2011 年、市民の抗議行動がシリア全土に拡大し、政権の鎮圧を受けたとき、ヤルムークの住民は事態を静観しようとしていた。というのもパレスチナ難民のコミュニティは、シリアの政治や紛争に巻き込まれることを避けてきたし、現大統領、前大統領のアサド親子とバース党政権からは、周辺のどの受け入れ国よりも大きな権利を認められてきたと考えていた。しかし、平和的な抗議行動に対して政権が残忍な弾圧を行ったことで、反政府武装グループが台頭し武力紛争に発展すると、ヤルムークは否応なく紛争に巻き込まれることとなった。

2011年6月6日、パレスチナ解放人民戦線総司令部派(PFLP-GC)4の武装メンバーとシリア治安部隊が当局に反発する人びとの行進の列に発砲し、21人余りが亡くなったと伝えられた。前日にイスラエル国境でイスラエル軍に殺害された人びとの中にヤルムークの住民も含まれていて、PFLP-GCが追悼行進に参加しなかったため、住民の怒りを招いた5。2012年8月と9月、政権側の激しい砲撃にさらされるにおよんで、政権やPFLP-GCに対する住民の恨みはさらに大きくなった。この攻撃で少なくとも20人が命を落としたと伝えられている。その後まもなく、自由シリア軍(FSA)という反政府武装組織傘下の各グループに属する戦闘員がヤルムークを占拠した。自由シリア軍は地元住民を多数採用し、政府軍やPFLP-GCとの武力衝突に参加させた。

2012年12月16日、政府のミグ戦闘機がヤルムークを急襲し、非軍事施設を多数破壊した。4つの学校の うち2つは国内避難民の避難所だった。同じく避難所となっていたモスクやアル=バーゼル病院も攻撃を受けた。現地の人権団体などの情報によれば、標的はまったくの非軍事施設で、民間人25人以上が犠牲になった一方で、武装グループのメンバーに死傷者はなかったという6。潘基文国連事務総長はこの空爆について「重大な懸念」を表明した。翌日、政府軍は再びヤルムークを砲撃し、PFLP-GCの力を借りて包囲を開始した。以来、包囲は続いている。その後数日から数週間にわたって、政府軍はヤルムークの住民に対して大砲、迫撃砲、グラドミサイルによる攻撃を行い、多くの死傷者が出したとされる7。

包囲が始まってから数週間で、少なくとも **14** 万人のパレスチナ難民と数万人のシリア人がヤルムークを脱出したとみられている <sup>8</sup>。しかし、取り残された人たちもいる。アムネスティが得た情報によれば、取り残されたのは多数の最貧困層の住民やほかに住まいを見つけられそうにない人びとで、その中には多くのパレスチナ難民が含まれていた。パレスチナ難民にとっては、国内での転居も他国での保護を受けることも容易ではなかった <sup>9</sup>。

シリア軍は当初、住民が野菜の入った小袋など少量の食糧の受け取るのを認めていた。しかし、抵抗が続くと、締めつけは徐々に厳しくなり、やがて食糧と水の搬入をまったく認めなくなった。2013年4月頃、政府軍は主要な電力供給を止めた。以来、住民は発電機に頼らざるをえなくなったが、維持費が高く最低限の電力も発電できなかった。電力不足で直接的影響を受けたのが、病院や治療センターだった。こうした医療施設には、政府側の狙撃や爆撃による被災者、栄養失調で病を患った人びとらがひっきりなしに運び込まれ、患者の対応で忙殺されてきた。そんな中で2013年7月、シリア軍は、人、食糧、そして医療品などの物資のヤルムークへの搬入を阻止し始めた。

ほとんどの住民は、混乱と紛争の中にあって中立的立場を取ることを望んだといわれている。一方で、ヤムルークを占拠する反政府武装グループは、そんな住民の願いとは裏腹に、新たな問題を起こした。一部武装グループが、医薬品店や病院を襲い、住民よりも仲間の負傷者のために医薬品や医療品を持ち去ったという。

反体制派の自由シリア軍戦闘員の大部分は 2013 年 5 月までに、他の地域での戦闘に加わるためヤルムークを離れた。自由シリア軍の戦闘員が出て行くと、他の武装グループの戦闘員が入りこみ、ヤルムークをシリア軍への攻撃拠点にした。これら武装グループのメンバーは 2013 年 7 月、シリア政府軍と激しい戦闘を繰り広げ、多くの地点を制圧してシリア軍の制圧地を奪ったが、政府軍、PFLP-GC、親政府のシーア派武装グループのメンバーによるヤルムークの包囲は厳しさを増した。

アムネスティが接触したヤルムークの住民や元住民全員が、地元住民は武装グループの侵入も駐留も支持しないと述べている。反政府武装グループのメンバーの中には店舗を襲撃したり、医療用品を盗んだりすることもあったというものの、住民の脱出を阻止したという話は聞かなかった。

各国の後押しで今年初めにジュネーブで行われた政府と反体制派双方の代表者による交渉は、最終的に不調に終わった。その直前、ヤルムークにおける争いの両当事者の代表とラマラに拠点を置くパレスチナ自治政府との現地交渉が合意に達し、絶望的な状況にあった住民に救援物資が運び込まれた。この合意に基づき、今年 1 月 18 日以降、シリア政府は病気や負傷した住民数百人とその家族がヤルムークから退避することと、依然として包囲下にある住民に多少の食糧を搬入することを認めた。しかし、こうした前向きな進展も、包囲下のヤルムークにとどまる多くの市民にとっては焼け石に水も同然だった。取り残された市民は1万7,000人から2万人に上るとみられ、高齢者、病人、幼い子どものいる家族が多数含まれている10。

今年2月22日、国連安全保障理事会で国連決議第2139号が採択されたことで、再びかすかな希望が生まれた。この3年間、人権および人道上の危機が深まる中で、シリアの人道的問題に対処するための初めての安保理決議だった。決議では紛争当事者に対して、ヤルムークなど人口密集地域の包囲を直ちに解くこと、人権侵害および国際人道法違反をやめること、人道支援団体が援助を必要としている人びとのもとへ、国境や紛争ラインを越える場合であっても早急に支障なく安全に移動できるよう保障することを求めている。

これらの交渉や継続中の交渉の結果、支援物資を積んだ部隊が数回、少量だが不可欠な人道支援物資をヤルムークに運び込むことができた。国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)は、1月18日から2月26日までの間に7493箱の食糧をヤルムーク郊外の家族に届けた、と発表した。ヤルムークの深刻な状況からすると十分な量ではなかったが、1つの箱には1家族が10日間食べられるだけの乾燥食材が入っている。さらに同じ時期、最も弱い立場にある数百人がヤルムークを出て病院へ行くことが許された。

シリア内外の情報筋によれば、今年2月初めまでヤムルークにいた反政府武装グループのメンバー2000人から3,000人の大部分は、包囲網から脱出するルートを確保して逃れたとされている。聞き取りでは、今年2月末時点で、ヤルムークに残っている人も脱出した人も全員が、「反政府武装グループのメンバーのほとんどは、秘密のルートでヤルムークを脱出した。だから包囲が解かれれば、このキャンプは中立という当初の状態に戻るだろう」と語った。

#### 2.2 包囲下の死

アムネスティは死者 194 人の情報を得た。全員が民間人だとされ、包囲が厳しくなった 2013 年 7 月から今年 2 月 22 日までの間に亡くなったという。これらの人びとの個別情報は、本報告書の巻末の表に記載した。この期間中にヤルムークで亡くなった戦闘員もいた模様だが、アムネスティは、戦闘員の死亡は 1 人しか確認していない。

死亡に関する主な情報源は、パレスチナ赤新月社(シリア)、ヤルムーク内に拠点を置くか人脈を持つ複数の人権 NGO、特にシリアのパレスチナ人アクショングループ(AGPS)<sup>11</sup>、パレスチナ人権同盟(PLHR)
<sup>12</sup>、グループ 194<sup>13</sup>、およびパレスチナ人キャンプ新ネットワークユニオン(PCNNU)<sup>14</sup>だ。情報を得た死者のうち 46 人は、写真あるいはビデオ映像で裏づけを取った。

死亡者のほぼ全員の氏名が判明しているが、氏名の一部しかわからなかった人もいる。身元不明者も3人いた。性別は、女性54人、男性139人、不明1人だった。年齢は、60歳から85歳が16人、「高齢者」 (年齢不明)15人、子ども6人、12カ月以下の乳児12人だった。

死亡の原因は、全体の3分の2に当たる128人が餓死だという。また、適切な医療を受けられなかったということも挙げられている。飢えに苦しむ人も別の状況であれば点滴治療を受けられたはずなのだが、包囲下で医療設備や医療サービスが損なわれ、点滴液は非常に不足している。51人は病気や怪我で亡くなった

が、それらの治療はヤルムークでは施せる状況ではなかった。医療関係者の話では、爆撃による多発損傷や 心臓麻痺で亡くなった人も、ほとんどは適切な治療で命を救うことができたはずだという。10人は政府側 に狙撃された傷がもとで亡くなったとされる。そのうち少なくとも2人はヤルムーク近くの小さな畑で食べ 物を探していて撃たれた。ほかにも2人が抗議行動の最中に狙撃されたという。その1人は今年1月16日 に政府側のヘリがヤルムークに大量の爆弾を投下したことに対して抗議しているところだった15。

## 2.3 飢餓

2012 年 12 月から 2013 年 2 月まで、ヤルムークの検問所にいたシリア部隊はヤルムークに入る人数の制限を厳しくするようになり、入ることが許される場合でも野菜などごくわずかの食べ物しか持ち込めなくなった。食料や医薬品を持ち込むのも命がけだった。2013 年 1 月 12 日、 ガッサン・シェハービさんは子どもたちとともに、住民に配るパンを携え車でヤルムークに入ろうとした。しかし、シリア部隊の検問所で、まず空軍の情報部員に止められ、その後 PFLP-GC のメンバーから通行を許可された。シェハービさんが車を発進させたところ、政府側の狙撃手に撃たれて死亡した 16。

2013年7月以来シリア政府軍はすべての食糧、医薬品やその他必需品のヤルムークへの搬入を阻止しており、取り残された住民は筆舌に尽くしがたい苦難と深刻な危険にさらされている。この地域が封鎖されて以来、住民たちは生き延びるためますます困難な闘いに直面している。栄養不良が広がった結果、多くの人が飢えや病気の蔓延で命を落としたとみられる。病人や高齢者、子ども、妊婦などは最も犠牲になりやすい。

包囲の影響が深刻になるにつれ、地元住民はますます非常手段に頼らなければならなくなった。まずパンをつくる小麦粉がなくなると平豆で代替し、次は砕いたブルガー麦を使って焼いた。こうした代替品も底をつき、値段が高騰した。2013年末には米 1 キロが 1 万から 1 万 5000 シリアポンド(70-100 米ドル)にもなった。ある女性は、「兄が 1 パック 40-50 米ドル相当のタバコを数パック売って、そのお金を米や平豆など長持ちする乾燥食料の購入に充てた」とアムネスティに語った。

何カ月もの間、住民はサボテンやタンポポの葉といった植物など、包囲地域内で採れて食べられそうなものは何でも食べて生き延びてきた。飢えのために多くの人が食べ物を探して政府側の狙撃手に身をさらした。ある病院の看護師は16、17歳の少年の例を挙げた。少年は食べられる葉を集めている最中に撃たれて死亡し、病院に運び込まれた。悲しみに暮れる父親は死んでしまった少年に語りかけた。「弟や妹たちにハイビスカスの葉を持っていってやろうとしておまえは死んでしまった」

今年2月、ヤルムークに取り残されたあるシリア人が語った。「手に入るものは何でも食べるけど、食べられるのは30時間に1回くらい。狙撃手が監視する小さな畑にハーブを探しに行くか、グループをつくって米や平豆を1キロ1万シリアポンドで買って調理しなければならない。値段が高くて毎日というわけにはいかない」

多くの人が葉や雑草を食べて生きていかざるをえないため、食中毒やその他の病気もありふれたものになった。切羽詰まって猫や犬を殺して食べる人もいる。この習慣は地元の法学者が出したファトワ(宗教令)で許可されているとされるが、結果として食中毒に苦しむこともある 17。ある住民によれば、 犬のミルクを飲む人もいるという 18。別の住民の話では、ゴミ箱をあさって食べる人も多いし、そうした映像がYouTube にアップされているという。日常食といえば、スパイスの混ざった水だった。

住民の多くは、特に畑のある南部などで食料を探している最中に政府側の狙撃で命を落としたり負傷したり している。地元のある人権活動家は今年 1 月、「そこで狙撃されずに食べ物を探せる時期もあったが、いま や状況は変わった」と語った。「あの場所はシリア軍のメンバーが狙っている。今では銃撃を受けずにそこ に行くことはできなくなった」

## 2.4 医療従事者、医療、包囲された人びとの健康

アムネスティが接触したヤルムーク内の医療従事者、地元の人権活動家と住民、国際組織の代表者らによる と、長期にわたる過酷な包囲が地区内に残された人びとに壊滅的な影響を与えている。特に、医療施設は激 しく攻撃され、医療従事者は、包囲という集団処罰を受けるだけでなく、攻撃目標にもなっている。

包囲中に拘束された人びとに少なくとも 12人の医療従事者がいた。そのうち、6人は強制失踪させられ、1人が不審な死をとげた。治安部隊は 2012 年 8 月 11 日、病院のコンサルタントでもあるダマスカス大学医学部教授を同氏の診療所で拘束した。その後の行方はわかっていない。また、2012 年 12 月 18 日頃シリア軍の検問所で拘束された脳外科医は、その後所在がつかめない。

ある医療従事者の話では、多くの同僚がこの期間、拘束を恐れてヤルムークを出た。その結果、医療従事者不足に陥り、負傷者や病人の生命が大きな危険にさらされている。検問所で射殺されたシェハービさんの未亡人が病院のことを語っている。「病院に着いた途端、病院の人に、夫は助からないと言われた。1人の医者もいなかったから」19

ヤルムークはじめシリア各地で何千もの人が、過去**3**年間シリア政府軍によって拘禁され明らかに拷問などの虐待の結果死亡している。その中の少なくとも**1**人は医療従事者だった。他にも医療従事者が、政府軍の攻撃で殺傷されている。空爆、戦車、砲兵砲撃など政府軍による攻撃の一部は、無差別で、一般市民をまったく度外視している一方、病院や医療センターなど民間施設への意図的な攻撃もみられる。

パレスチナ赤新月社のボランティアによると、政府軍は医療従事者やボランティアを殺傷する戦術を取っているようだ。「ロケット弾が建物に的中すれば、医療関係者が負傷者を手当てするために走り出てくる。そこに、第2、第3弾を砲撃する」

パレスチナ赤新月社が運営するパレスチナ病院はヤルムーク最大の病院で、爆撃による被害にもかかわらず機能し続けているが、包囲の結果、多くのスタッフを失い、収容可能人数も減った。病院の収容人数と対応できる医療は、今年2月までで激減した。今や医師は2人のみで、電気は住民が乏しい備蓄から提供したディーゼル燃料を使った発電機頼みだ。医薬品や医療用品も不足している。それでもなお、病院は負傷者の受け入れを続けている。患者は、狙撃による犠牲者、包囲による多数の負傷者、病人、また食料、水、電気、医薬品の不足で既往症が悪化した人びとなどだ。

赤新月社のボランティアはアムネスティにこう話した。「狙撃者に撃たれたり爆破で負傷して治療を受けられず、いつ死ぬかもわからない人びとがいる。治療する医者がいないから。また、医薬品や医療機器の不足で死にかけている人もいる。ガーゼやちょっとした滅菌器具も不足している」。さらに付け加えた。「赤ちゃんが粉ミルクも母乳もなく死にかけている。自分の赤ん坊だけでなく他人の乳児にも母乳をあたえてくれる母親を何人か見つけて、なんとか対応している」

パレスチナ病院に残っている医師 2人は、病気や負傷した患者に麻酔薬や応急処置を施し、治療を続けている。しかし、医薬品は底をついた。病院が所有する 2 軒の薬局のうちの 1 軒は、自由シリア軍系の武装反政府勢力により没収され、残りの 1 軒は品切れとなった。パレスチナ病院内の薬局は依然として運営されているが、ヤルムーク唯一の薬局になった。包囲以前には、100 軒から 120 軒の薬局があった。

ファイズ・ハラワ病院は、外科手術の必要な患者に治療を施し、X線写真を撮る施設を持ち、小児科もあったが、度重なる政府軍の砲撃を受け、もはや機能していない。赤新月社が運営しているディア・ヤシーン医療センターは以前、小児科、婦人科、皮膚科、理学療法科、歯科、一般診療など幅広い医療サービスを行っていた。今は主にボランティアの救急隊員からなるスタッフが理学療法科、歯科、一般診療だけを行っている。小規模のアル・バセル病院は、医師1人しか残っていない模様で、おもに歯科と一般診療を提供しているが、診療時間を午前中のみに短縮している。これら3カ所の医療機関のみが規模を縮小しているものの、現在もなお機能しており、急増する負傷者、病人、衰弱した人びとの面倒を引き続きみている。国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)は、戦闘による被害や医療従事者不足のため、運営する3カ所の診療所の閉鎖を余儀なくされた。

パレスチナ病院の医療従事者の話では、包囲が生む劣悪な状況で住民は新たな種類の疾病にかかり、治療が必要となっている。栄養不良による健康被害が増加し、食中毒も発生している。「人びとは飢えから、食用以外の植物の茎も食べて病気になる。そんな茎でも値段は高い」と赤新月社の従業員が語った。少なくとも3人が、女性が脱毛に使用する砂糖と水でできたろう状の混ぜ物を食べ病気になり、パレスチナ病院に入院した。家族が犬を殺して食べ、胃の具合が悪くなった少女が連れてこられた。同病院の医療従事者によると、今年の2月中旬では、ヤルムーク住民のおよそ60%が栄養不良だ。「腹部が膨れ、骨と皮ばかりになった小さな赤ん坊を見たのは初めてだった。老人と赤ん坊が一番の被害だ」

今年 1 月 18 日以降、政府の合意で包囲網はやや緩和され、重病人は域外へ搬出できるようになったという。 赤新月社の従業員によると、2 月 14 日、重病患者のほぼ全員にあたる、およそ 450 人が町を出た。多くは 家族に付き添われ、ダマスカスの病院に向かう。しかし、すべての人が逃げ出せたわけではない。「若い女性 1 人が昨日、収容所の外の病院へ向かう途中の検問所で亡くなった」。同じ日、収容所から避難する人た ちは、パレスチナ病院で健康診断を受け、さらにパレスチナ解放人民戦線総司令部派(PFLP-GC)と検問 所を管理する治安部隊の許可を得た後、脱出することができた。1 人の妊娠女性は 4 日間待たされた後の 2 月 13 日、ようやく町を出ることができた。またある若い女性は、額を銃弾で撃たれ重傷は明らかであった にもかかわらず、出発許可に 10 日もかかったという。

## 2.5 拘束と拘禁、拘禁中の死亡

シリア軍は、ヤルムークを包囲する中で多くの人びとを拘束したと伝えられている。時にパレスチナ人民解放戦線総司令部派(PFLP-GC)やその他の政府系グループがこれに加担することもあった。拘束された人びとの中には、前述した 12 人の医師も含まれている。シリアの NGO 人権侵害証拠収集センターは、2011 年 4 月以降に発生した人権侵害を記録してきた。そこにはヤルムークで拘束された 150 人の氏名と、今年 2 月末の時点で拘束中の 80 人以上の氏名もある 20。実数はおそらくこれよりはるかに多いだろう。しかし軍隊が処罰を受けることなく活動し、頻繁に人びとを無期限に秘密拘禁している中で、それらの拘束情報を記録することは極めて困難だ。武力紛争が起き人道危機が進行する国で長期間にわたって特定の地域が包囲されている状況下ではなおさらである。シリアの活動家や人権 NGO がアムネスティに語ったところによれば、この 2 年間で数百人もしくは数千人がヤルムークで軍に拘束されたと考えられるが、それを裏付けることはできないという。またこれらの活動家や NGO は、拘束された人びとの中には反政府派の戦闘員もいたかもしれないが、大多数は紛争に直接かかわりのない民間人であると断言している。彼らがどうなったのかは不明で、多くは強制失踪の犠牲となったと考えられる。当局はこれらの人びとの数も氏名も拘禁場所も公表せず、連絡をとるすべはない。その多くがダマスカスにある軍情報部パレスチナ担当局に連行されている可能性がある。そこでは、被拘禁者の拷問や虐待が多発し、時には死者が出ている。

こうした危惧を強めるように、シリアの人権団体、シリア・パレスチナ人アクショングループは、2011 年 5月22日から2013年9月17日の間に29人がヤルムークで拘束されて強制失踪させられたり拘禁中に死亡したと報告している。このうち1例を除いて、すべてが政府軍または政府系グループによるものと思われる21。著名な人道活動家のハレド・バクラウィ氏は、2013年1月19日、他地域からヤルムークにやってきた避難民を支援しようとしているところを政府軍に拘束されたとみられる。同氏は2013年9月11日に拷問と虐待の結果死亡した模様だ22。その後も人びとの拘束が続き、少なくとも1人が拘禁中に不審死したという。今年2月2日には、その約9カ月前に検問所で拘束されたマヘル・モハメド・アル・サヤドが拘禁下で死亡したと地元の活動家が伝えた。

最近では2月初旬、政府軍がヤルムークで数十人を拘束した。この中には、2月2日に同地北端の検問所で 国が認めていた食糧・援助物資の配給中に拘束された27人もいる。その中に、住民の食糧を受けとりに行 った人、許可を得て他地域の学校に通うため同地区を出た学生らもいた。全員が軍情報部パレスチナ担当局 に連行されたと言われているが、実態は不明のままである<sup>23</sup>。

## 3. 国際法における包囲

国際法は、武力紛争当事者による包囲行為を厳しく制限している。いずれの政府軍も、国際人権法および国際人道法を順守しなければならない。また反政府武装勢力を含めた全当事者は、国際人道法の規則を尊重しなければならない。ヤルムークの包囲は、国際人権法・人道法に違反する。同地区の住民を包囲・攻撃する中で行われた違反の多くは、戦争犯罪および人道に対する罪など国際法上の犯罪である。

## 3.1 国際人権法

市民的、文化的、経済的、政治的、社会的権利などを定める国際人権法は、平時にも紛争時にも適用され、 国家、国軍、国家機関に対して法的拘束力がある。国際人権法には、重大な人権侵害の犠牲者が正義、真実、 賠償金を求める権利が明記されている。

シリアは、政治的および市民的権利に関する国際規約(ICCPR)、経済的、社会的および文化的権利に関する 国際規約(ICESCR)、子どもの権利条約(CRC)など主要な国際人権条約に加盟している。従って、関連する 国際慣習法だけでなく、こうした国際条約に基づく義務も負う。国際司法裁判所や国連自由権規約委員会は、 国際人権法は平時だけでなく武力紛争時にも適用されるとしている。

今回のケースでとくに問われるのは、生きる権利、拷問と虐待の禁止、強制失踪と恣意的拘禁の禁止、移動の自由の権利に関わる国際人権法上の義務である<sup>24</sup>。ヤルムークでの軍の行為は、適切な食糧と住居 (ICESCR 第 11 条)や到達可能な最高水準の身体および精神の健康(同第 12 条)など、適切な生活水準に対する権利を尊重・保護・促進する義務にも違反している。これらの権利の享受に必要なインフラ(病院など)を破壊・損壊することを目的とした行為、あるいは破壊・損壊する結果に至るおそれの高い行為は、国際人権 法違反であり、その責任を問われる可能性がある。

#### 3.2 国際人道法

国際人道法は、戦争法あるいは武力紛争法とも呼ばれ、とくに民間人など、主に戦闘行為に関与しない人びとを保護するための規則・原則だが、負傷したり捕虜となったりした者など特定の戦闘員も対象としている。 さらに人道的行為の基準を定め、軍事作戦を行う手段や方法を制限している。 国際人道法の中心的な目的は、武力紛争における人間の苦痛を可能な限り抑えることである。

シリアは、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約および 1977 年 6 月 8 日の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I )の締約国である。ジュネーブ諸条約の共通第 3 条は、現在シリアで起きているような非国際武力紛争の全当事者に適用される。ジュネーブ諸条約やその他の国際人道条約に明記されている規則(およびこの報告書で引用されているすべての規則)の多くは慣習国際人道法の一部であり、あらゆる紛争の全当事者に対して拘束力がある。シリア軍、同国治安部隊、非国家武装グループも同様である 25。これらの規則の多くは、違反すれば戦争犯罪に問われる恐れがある。

国際人道法の基本的なルールは、いかなる紛争の当事者も、常に「民間人と戦闘員を区別」しなければならないということだ。とくに、「攻撃は戦闘員に限定して行い」、「民間人を対象としてはならない」<sup>26</sup>。同様に、紛争当事者は「民間施設」と「軍事目標」を区別することが求められている。こうしたルールは「区別」に関する基本原則に含まれる。

戦闘行為に直接関与していない民間人を意図的に攻撃することや、民間施設 (非国際紛争ではとくに医療施設、宗教施設、文化施設)を攻撃することは戦争犯罪である <sup>27</sup>。区別原則から引き出される当然の結論は、「無差別攻撃の禁止」である <sup>28</sup>。無差別攻撃とは、軍事目標と民間人・民間施設を区別なく攻撃することで、具体的な軍事目標を攻撃対象としていなかったり、特定の軍事目標を狙えないような戦闘方法・手段を用いたり、国際人道法の定め通りに攻撃の影響を限定できなかったりするものである <sup>29</sup>。

また国際人道法は、過剰な攻撃も禁止している。これは、「民間人を偶発的に死傷させたり、民間施設を損傷したり、その複合した事態を引き起こしたりする恐れがあるなど、予測される具体的かつ直接的な軍事的利益と比較して過剰になるような」攻撃である30。民間人の死傷者を出すような無差別攻撃を意図的に開始すること、または過剰な攻撃をすること(すなわち、その攻撃によって民間人の偶発的死傷・被害が過剰に起きることを知りながら行った場合)は、戦争犯罪である31。当事者は攻撃に際し、民間人保護のために必要なあらゆる点を留意しなければならない32。また、その支配下にある民間人を攻撃の影響から保護する措置を取らねばならない。たとえば、人口密集地域やその近くには可能な限り軍事目標を設定しないなどである33。

戦争の手段として民間人を飢餓状態に置くことは、民間人の生存に欠かせない施設を攻撃・破壊することと同様に禁止されている。紛争当事者は、困難な状態にある民間人に中立的人道援助が、迅速かつ妨害なく、円滑に届くようにしなければならない。また包囲地域内の民間人が地域外に出ることを許可しなければならない。さらに、許可された人道援助職員の移動の自由を確保しなければならない 34。当事者は、傷病者が保護され区別なく手当を受けるよう保障しなければならない 35。民間人の集団懲罰にあたるような包囲は禁止されている 36。生存に欠かせないものを奪うことで民間人に集団懲罰を加えたり飢餓状態にしたりすることは、戦争犯罪である 37。

#### 3.3 国際刑事法

拷問や強制失踪などの特定の人権侵害は国際法上の犯罪であり、加盟国は国内法でもこうした人権侵害を犯罪と定めなければならない。また加盟国は超法規的処刑などの重大な人権侵害の責任者を裁判にかける義務がある。国際人道法および国際人権法の特定の違反に対しては、民間人か軍人かにかかわらず刑事責任を問うことができる。すべての国家は、拷問、超法規的処刑、強制失踪などの国際法上の犯罪に加えて、確たる証拠が十分に収集できる場合には、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪を調査・訴追する義務を負う。

国際刑事裁判所ローマ規程によると、国家や組織の政策として行われる広い範囲の攻撃あるいは系統的な攻撃の一環として、民間人に向けられたもののうち、特定の行為は人道に対する罪にあたる。こうした行為に該当するのは、殺人、絶滅させる行為、奴隷化、住民の追放あるいは強制移送、国際法の基本規則に違反する拘禁その他の身体的自由の著しいはく奪、拷問、強かんなどの性犯罪、強制失踪などである38。

この報告書に記録されたシリア軍の人権侵害の一部は、超法規的処刑、強制失踪、拷問など、人道に対する 罪にあたる。

すべての政府は、犯罪に対する普遍的管轄権を行使するなどして人道に対する罪を調査・訴追する義務がある。

#### 4. 結論と勧告

ヤルムークを包囲する中で、シリア政府は数多くの戦争犯罪を行った。ヤルムークの数百人の民間人が、故意に飢餓状態に置かれ、援助手段を破壊され、直接攻撃や無差別攻撃にさらされ、その結果殺傷された。他にも、強制失踪の対象となったり、恣意的に拘禁されたり拷問されたりした人びとがいる。これらは民間人に対する広範で組織的な攻撃の一環であり、そうした攻撃は人道に対する罪である。

ヤルムークの包囲はとくに過酷で長期に及んではいるものの、シリアで行われている軍や治安部隊による多数の民間人地域の武力包囲の1つに過ぎない。そこには明らかな共通点がある。軍は、住民が反政府派であるか反体制戦闘員がいる地域を、重火器による無差別爆撃の対象としている。その結果大量の民間人犠牲者と避難民が生まれ、建物が破壊されている(国内避難民は推定650万人にのぼり、さらに250万人が主に近隣諸国で難民となっている)。政府軍はこうした地域を長期間包囲し、住民を飢餓に追い込み、降伏させている39。

現在、国際社会の主導で政府軍と反政府軍の停戦と和平協定締結に向けた取り組みが行われているが、進展 はほとんど見られず、紛争終結の目途は立っていない。国連安全保障理事会に代表される国際社会の足並み は乱れ、この危機対応への実効性ある行動が取られていない。今年2月22日、安保理はようやく決議を採 択し、ヤルムークを始めとした住民居住地域の包囲をただちに解除すること、人権侵害と国際人道法違反を やめること、人道援助機関が妨害を受けずに迅速かつ安全に困窮状況にある人びとの地域に、国境や紛争ラインに関係なく入れるようにすることを求めた。強制措置を取れず、説明責任を問う手段がない中で、この3年間で初の人道危機に対処する決議であり、シリアの数百万人の人びとにとって状況改善へ向かう最初の希望の光である。この決議の確実な実施に向けて国際社会がどれだけ尽力できるかが、シリアの人びとの苦悩を止める鍵となる。

アムネスティは、以下を勧告する。

## ■シリア政府に対する勧告

- ・ヤルムークを含めた一般居住地域の包囲をただちに停止し、中立的な人道援助機関が自由に立ち入り、食糧、水、薬品、医療援助を提供したり、避難所のない人びとや移動を希望する病人、高齢者、子どものいる家族などの民間人を安全に避難させたりするなど、包囲地域の中で苦境にある市民の支援を許可すること。
- ・無差別攻撃や民間人・民間施設 (病院や電力供給施設など) への直接攻撃は戦争犯罪であることを認識し、 政府軍あるいは政府派勢力によるすべての無差別砲撃・爆撃をただちに中止すること。
- ・医療・人道活動家へのすべての攻撃を停止し、これらの人びとに対しいかなる時も適切な保護を提供するようすべての軍人・治安部隊員に指示すること。
- ・政治的意見、アイデンティティー、表現の自由などの人権の正当な行使のみを理由に拘禁されているすべての人びとを即時無条件に釈放し、それ以外のすべての被拘禁者についても、公正かつ迅速に起訴され死刑 判決を伴わない裁判を行うのでなければ、速やかな釈放を保障すること。
- ・拘禁中の拷問や虐待からの保護など被拘禁者の安全を確保する手段として、適切な専門性を持つ国際機関 の代表がすべての拘禁施設にいつでも自由に立ち入りすることを許可すること。
- ・拘禁中の死亡および拷問の申し立てを第三者機関が徹底的、迅速、公正に調査すること、また拷問などの 重大な人権侵害を行った証拠があるすべての軍人および治安部隊員の職務を解き、公正な裁判にかけること。
- ・戦争犯罪または人道に対する罪を命令したり行ったりした容疑のあるすべての者の職を解き、迅速に裁判にかけること。その手続きは、公正な裁判に関する国際基準に沿ったものであること。
- ・国際法上の犯罪や国際人権法違反の容疑を調査するための国際的な独立調査委員会に十分な協力を提供し、 自由な立ち入りを認めること。

・国境および紛争ラインの通過を含め、国際人道援助機関がシリアに迅速かつ自由に立ち入ることを許可すること。

#### ■シリア国内のすべて武装反対派グループに対する勧告

- ・民間人地域の包囲を停止し、苦境にある民間人に支援を提供する独立した人道機関に自由な立ち入りを認めること。また移動を希望する病人、高齢者、子どものいる家族その他の民間人の安全な避難を支援すること。
- ・民間人への直接攻撃、無差別攻撃、捕虜の即決殺害、拷問を禁止する国際人道法をいかなる場合も尊重すること。また、捕虜の政府軍兵士を含めすべての被拘禁者を常に人道的に扱うこと。
- ・人道活動家に対するすべての攻撃を停止し、いかなる時も適切な保護を提供するよう全戦闘員に指示する こと。
- ・国際人道法の重大な違反を命令したり行ったりした容疑者の職務を解くこと。

## ■国連安全保障理事会に対する勧告

- ・シリアの状況を国際刑事裁判所検察局に速やかに付託し、シリア政府軍と反政府軍に対する戦争犯罪および人道に対する罪の申し立てについて、ただちに調査を開始する権限を同裁判所に付与すること。
- ・国連安保理決議第2139号での宣言に基づいて行動し、ヤルムークなどの居住地域の包囲の即時停止の呼びかけに紛争当事者が応じない場合にはさらなる措置を講じること。その措置とは、決議不履行の責任者の渡航禁止や資産凍結などの制裁措置を含む。

#### ■近隣諸国に対する勧告

- ・シリアから避難するすべての人びとに対して差別なく国境を開放し、入国後の安全を確保すること。
- ・シリアから避難する人びとが、入国拒否、追放、退去など、いかなる方法でも強制送還されないよう保障 すること。

## ■国際社会、とくに支援手段を持つ国に対する勧告

- ・シリアから避難し現在近隣諸国にいる難民に対し、年間再定住受け入れ枠を拡大し、人道的受け入れ場所を提供すること。再定住の優先的な対象者は例えば次の人びとであるが、必ずしもそれに限らない。暴力を受ける危険のある女性と少女、深刻な状態の傷病者、家族と再会する見込みがある人、政治思想や民族的出自や非暴力の人道的活動のために物理的保護を必要とする人、LGBTI(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス)の人など。シリアから避難してきたパレスチナ難民にも同様に再定住の機会を与えるべきである。
- ・パレスチナ難民を含めたシリア難民は、難民としてしかるべく保護を必要とする。それは国際法で保障された権利である。そこで重要なことは、長期の滞在や家族との再会を認めなかったりして、人道支援を限定し不利益を被らせないようにすることである。受け入れ国は、彼らの難民としての権利を十分に尊重すべきである。

# 5. 付録: 包囲中の死亡者一覧

アムネスティはヤムルークが包囲されている中、2013年7月から2014年2月22日までに亡くなった194人(伝えられるところでは全員が民間人)の情報を受け取り、以下のように表にまとめた。

死亡日	氏名	性別 (年齢)	死因
13/08/2013	Samir Mahmoud Nassar	男	治療不足(砲撃損傷)
18/08/2013	Jana Ahmed Hassan	女	飢餓
11/10/2013	Malak Jum'a	女 (新生児)	飢餓
16/10/2013	Aziza Mohammed Na'imi	女	飢餓
26/10/2013	Mahmoud Ahmed Aladdin	男	飢餓
28/10/2013	Aya al-Sahli	女	飢餓
29/10/2013	Amin Tamim	男 (子ども)	飢餓
31/10/2013	Ahmed Abdullah Uqla	男	治療不足 (砲撃損傷)
02/11/2013	Abd al-Hay Youssef	男(4カ月)	飢餓
03/11/2013	Mohammed Salem Qassem	男	治療不足 (砲撃損傷)
06/11/2013	Omar Bassam al-Ahmed	男	治療不足 (多発損傷)
07/11/2013	Mahmoud Hanafi	男	治療不足 (多発損傷)
08/11/2013	Abdullah al-Haj Saleh Taha	男	治療不足(心臟発作)
10/11/2013	Omar Omar Hussein	男 (子ども)	飢餓
11/11/2013	Ahmed Zeidan	男	治療不足 (多発損傷)
11/11/2013	Jihan al-Qaim	女	治療不足
12/11/2013	Hassan Awad	男	治療不足(心臟発作)
12/11/2013	Ibrahim To'ma	男	治療不足(心臓発作)
12/11/2013	Mohammed Abdullah al-Masri	男	治療不足 (多発損傷)
12/11/2013	Ali Qassem Tirawiyeh	男	治療不足
12/11/2013	Taher Teklo	男	治療不足 (多発損傷)
12/11/2013	Ali Ahmed Qassem	男	治療不足(頭部損傷)
14/11/2013	Samira Ahmed al-Tayish	女	治療不足
16/11/2013	Mohammed Issa	男	治療不足 (多発損傷)
16/11/2013	Ahmed Tamim	男	治療不足(心臟発作)
17/11/2013	Salim Za'ir	男	治療不足(心臟発作)
17/11/2013	Imad Ahmed Mou'ad	男	治療不足 (多発損傷)
18/11/2013	Fayez Draid	男	治療不足(頭部損傷)
19/11/2013	Ahmed Abu Sharifa	男	治療不足 (多発損傷)
20/11/2013	Mahmoud Mohammed al-Ayadi	男	飢餓
24/11/2013	Zakia Hamada	女	治療不足
25/11/2013	Abdullah al-Shamlouni	男	治療不足
25/11/2013	Amna Abd al-Rahim Tamim	女	不明
28/11/2013	Yasser al-Malah	男	治療不足 (多発損傷)
17 または 18/11/2013	Maher Hussein Hamad	男	治療不足 (生後ケア)
29/11/2014	Ahmed Ouda	男	治療不足 (多発損傷)

04/12/2013	Hana Faisal al-Awad	女	治療不足
05/12/2013	Mahmoud Shehadah al-Rifa'i	男	爆撃死
05/12/2013	Abada (姓は不明)	男	治療不足(多発損傷)
06/12/2013	Mohammed Ibrahim	男	治療不足(脳内出血)
06/12/2013	Sa'id Ahmed Qassem	男	治療不足(胸部損傷)
08/12/2013	Fatima al-Zahra Qaddu	女	飢餓
10/12/2013	Karam Mohammed Nahar	男	飢餓
13/12/2013	Malek al-Hanoun	女	治療不足
15/12/2013	Sham Malek al-Hariri	男	飢餓
16/12/2013	Mu'tassem Abd al-Ghani	男	飢餓
16/12/2013	Kawthar Abd al-Qadir	女	飢餓
16/12/2013	Youssef al-Khatib	男	治療不足(爆撃負傷)
17/12/2013	As'ad Ali Sa'id	男	治療不足
17/12/2013	Amer al-Ghotani	男	治療不足(胸部損傷)
17/12/2013	Khaled al-Haj	男	治療不足(多発損傷)
17/12/2013	Mohammed Mahmoud Sa'ad	男	治療不足(多発損傷)
17/12/2013	Ali Mahmoud Sa'ad	男	治療不足(多発損傷)
18/12/2013	Rizq Sa'ad Eddin Sharshara	男	治療不足(脳内出血)
18/12/2013	Mansour Nayef	男	治療不足(脳内出血)
20/12/2013	Hani Saleh Fatyan	男	窒息
21/12/2013	Mohammed Kheir Abdullah al-Sa'ad	男	治療不足
21/12/2013	Samer al-Ghothani	男	狙撃
23/12/2013	Subhi al-Amri	男	飢餓
23/12/2013	Wafaa Ahmed al-Hassani	女	飢餓
24/12/2013	Qassem Mohammed al-Maghrabi	男	飢餓
24/12/2013	Jamal Hamad	男	狙撃
27/12/2013	Ahmed Rashid Hamid	男	飢餓
27/12/2013	Fayez Sa'diya	男	飢餓
27/12/2013	Zuheir Sinan	男	飢餓
27/12/2013	Ahmed Adwan	男	飢餓
27/12/2013	Houweida Ahmed al-Hamawi	女	飢餓
28/12/2013	Lund Khalid Ghazal ("Um Akram")	女	飢餓
29/12/2013	Rabiha Sa'ud al-Madhi ("Um Adel")	女	飢餓
29/12/2013	Masara Tawfiq Qunberji	女	飢餓
29/12/2013	Hana Faisal al-Awad	女	治療不足
29/12/2013	Bashar Ajan	男	飢餓
29/12/2013	Adnan Ahmed al-Nazer	男	飢餓
29/12/2013	Ibrahim Khalil	男(幼児)	飢餓
29/12/2013	Mohammed Ahmed Abu Nasser	男	飢餓
29/12/2013	Qassem Mohammed Kheirat	男	飢餓
30/12/2013	Alaa Khalil	男(27 歳)	飢餓
31/12/2013	Ibtisam Ali Batto	女	飢餓
01/01/2014	Khair Allah Hassan Mansour	男	飢餓

01/01/2014	Amal Qassem Okal	女	飢餓
01/01/2014	Ahmed Mohammed Khalil	男	飢餓
03/01/2014	Majid Mahmoud Suweid	男(34 歳)	飢餓
03/01/2014	Majdolin Mohammed Rashdan	女	飢餓
03/01/2014	Hassan Ibrahim Quseini	男	飢餓
08/01/2014	Sahar Tawfiq Ameis	女	飢餓
08/01/2014	Mohammed Ahmed Abd al- Ghani	男	飢餓
09/01/2014	Aref Abdullah	男 (幼児)	飢餓
10/01/2014	Alaa al-Masri	女(幼児)	飢餓
10/01/2014	Maryam Mohammed	女 (55 日)	飢餓
10/01/2014	Awad Mahmoud al-Sa'idi	男(66 歳)	飢餓
11/01/2014	Amal Hussein Shikhu	女	飢餓
11/01/2014	Akram Suleiman al-Alal	男	飢餓
11/01/2014	Sa'ida Qaisi Raja or Sa'ida Qais Raja	女	飢餓
12/01/2014	Israa al-Masri	女	飢餓
12/01/2014	Jihad al-Qirbi	男	飢餓
12/01/2014	Bashir Mohammed Shehadeh	男	飢餓
13/01/2014	Jamil al-Qirbi	男(80歳)	飢餓
13/01/2014	Basel Hassan al-Shihabi	男(40歳)	飢餓
13/01/2014	Mahmoud Mohammed al-Sabbagh	男(10歳)	狙撃
13/01/2014	Haja Nour [family name unknown]	女 (50歳)	飢餓
14/01/2014	Hussein Nada Nazal	男	飢餓
14/01/2014	Haja Safiyeh Diyab al-Shibli	女	飢餓
15/01/2014	Maryam Abd al-Rahim	女	飢餓
15/01/2014	Taysir al-Taba'a	男	飢餓
15/01/2014	Reem Abd al-Aziz	女	飢餓
16/01/2014	Mohammed Jum'a	男(40歳)	飢餓
15-16/01/2014	Ahmed Abd al-Hamid Mohammed	男(24 歳)	飢餓
16/01/2014	Mohammed Omar al-Shihabi	男	飢餓
17/01/2014	Isma'il Abdullah	男	飢餓
18/01/2014	Yassin Anis Abu Madi	男	飢餓
17-18/01/2014	Najah Mohammed al-Buqa'i	女	飢餓
16/01/2014	Mohammed Refa'at al-Faar	男	治療不足(砲撃損傷)
16/01/2014	Omar Suhaib al-Qudsi	男	治療不足(砲撃損傷)
16/01/2014	Mahmoud Hamid al-Tafouri	男	治療不足 (砲撃損傷)
16/01/2014	Hussam Abu Ahmed	男	治療不足(砲撃損傷)
16/01/2014	Alaa Furaij	男	治療不足(砲撃損傷)
16/01/2014	Mahmoud Abdallah Taha	男	狙擊
21/01/2014	不明	不明	飢餓
23/01/2014	Subhi al-Sudai	男(55 歳)	飢餓
23/01/2014	Sa'id al-Fawaz	男(70歳)	飢餓
23/01/2014	Khaled Mustafa Karim	男(70 歳)	飢餓
24/01/2014	Zahra Youssef al-Zain	女 (68歳)	飢餓

24/01/2014	Abd al-Aziz al-Khadraa	男	飢餓
24/01/2014	Sa'id al-Bash (or Sa'id Salim Dirbash)	男	飢餓
24/01/2014	Mustafa Bahtiti	男	飢餓
24-25/01/2014	Haniyeh Abu al-Ruz ("Umm Luay")	女	飢餓
25/01/2014	Moussa Mar'ei	男	飢餓
25/01/2014	Omar Shafiq Abu Siyyam	男	飢餓
25/01/2014	Wael Abd al-Razaq al-Sa'ran	男	飢餓
26/01/2014	Mahmoud Hamid Abdullah	男	飢餓
26/01/2014	Sa'id Salim Idris	男(66 歳)	飢餓
26/01/2014	Mohammed Hussein Amayri	男	飢餓
26/01/2014	Nejma Jum'a Quwaidar	女 (65 歳)	飢餓
26/01/2014	Raifa Mohammed Qar'aish	女 (50歳)	飢餓
26/01/2014	Abd al-Jalil Mohammed Khamis	男 (子ども)	飢餓
26/01/2014	Rahma Abd Alyan	女	飢餓
26/01/2014	"Abu Marwan"	男	狙撃
27/01/2014	Salha Mahmoud Anisi (or Salha Eissa)	女	飢餓
27/01/2014	Mohammed Diyab Mohammed	男	飢餓
27/01/2014	Mohammed Ibrahim al-Bitar	男	飢餓
27/01/2014	Ahmed Aboud al-Moussa	男	飢餓
27/01/2014	Mohammed Sa'id Ibrahim Jarbu'a	男	飢餓
27/01/2014	Sa'ida Hassan Khattab	+-	名TI 各任
	(または Sa'ida Sa'id Khattab)	女	飢餓
27/01/2014	Samir Hassan Taha	男	狙撃
27/01/2014	Mohammed al-Hadi Hussein al-Aydi	男	狙撃
28/01/2014	Hassan Mahmoud	男	飢餓
28/01/2014	Fadi Mohammed Shehadah	男(30歳)	飢餓
28/01/2014	Rahaf Jabli	女 (25 目)	飢餓
28/01/2014	Alaa Jum'a Farhan	男	狙撃
28/01/2014	Laila Khaled Da'dou	女 (4 カ月)	治療不足
28/01/2014	Issam Mahmoud Qadoura	男(60 歳)	飢餓
29/01/2014	Abd Mahfouz al-Naji	男(42 歳)	飢餓
29/01/2014	Ezzat al-Taba'a	男(60 歳)	飢餓
29/01/2014	Razan Khaled Awad	女 (子ども)	飢餓
30/01/2014	Nahar Mohammed Shetewi	女 (84歳)	飢餓
31/01/2014	Wassim Zaghmout	男	飢餓
31/01/2014	Rawan Riyad Taleb	女(新生児)	飢餓
31/01/2014	Hamda Sa'id Shetewi	女(74歳)	飢餓
01/02/2014	Amouna Eissa Sa'oud	女	飢餓
01/02/2014	Ahmed Ata al-Saleh	男(73 歳)	飢餓
01/02/2014	Hamza al-Taba'	男 (12 カ月)	飢餓
01/02/2014	Omar Abu Heit	男	飢餓
02/02/2014	Mahmoud al-Sa'di	男	圧死
03/02/2014	Darar Omar Ghubari	男(12 カ月)	治療不足(砲撃損傷)

		1	
03/02/2014	Ahmed Moussa ("Abu Eissa")	男 (56 歳)	飢餓
03/02/2014	Mohammed Ahmed Qassem	男(14 日)	飢餓
03/02/2014	Hussein Sayel Fares	男(70 歳)	飢餓
04/02/2014	Fatima Ali Abwaini	女	飢餓
04/02/2014	Jenny Khaled Hasram	女 (6カ月)	飢餓
04/02/2014	Bassem Khaled Abdullah	男(33 歳)	飢餓
07/02/2014	Islam Ahmed Shahin	女 (子ども)	飢餓
08/02/2014	Harbiya Ali Halawaniya	女	飢餓
08/02/2014	Mohammed Ahmed Samed	男	飢餓
08/02/2014	Zuhair Omar al-Wazir	女	飢餓
08/02/2014	Ibrahim Mohammed Dabdoub	男	爆擊死
08/02/2014	Khalil Qassem Amairy	男	治療不足 (砲撃損傷)
08/02/2014	Jum'a Munir Khaled	男	治療不足 (砲撃損傷)
09/02/2014	Ahmed Jum'a Khan	男	飢餓
10/02/2014	Muayad Mohammed Darwish	男	飢餓
11-12/02/2014	"Abu al-Kheir"	男	飢餓
10-12/02/2014	Talal Awad	男(45 歳)	狙撃
15/02/2014	Mohammed Fouad Mohammed	男	狙撃
15/02/2014	Mohammed Mahmoud Bani al-Merja	男	治療不足 (砲撃損傷)
15/02/2014	Sou'ad Hassan Falyoun	女	飢餓
17/02/2014	Hamad Saleh al-Abtah	男(85 歳)	飢餓
17/02/2014	Raghd Mohammed al-Masri	女 (5歳)	飢餓
17/02/2014	Mohammed Hussein Zaghmout	男	飢餓
19/02/2014	Ahmed Mansour Mansour al-Masri	男(64 歳)	飢餓
19/02/2014	Mahmoud Hussein	男(70歳)	飢餓
20/02/2014	Ahmed Isma'il al-Ruweiya	男	飢餓
20/02/2014	Omar Fadloun	男	飢餓
20/02/2014	Mahmoud Hussein	男	飢餓
22/02/2014	不明	男	飢餓
22/02/2014	不明	女(43歳)	飢餓

## 巻末 注

- 1 UNRWA (http://www.unrwa.org/where-we-work/syria/camp-profiles?field=16).
- 2 Most estimates as of late February 2014 lie between 17,000 and 20,000 people remaining in Yarmouk. For example, see UN OCHCR, Living under siege, February 2014 available at http://www.ohchr.org/Documents/Countries/SY/LivingUnderSiege.pdf
- 3 UNRWA, Syria Crisis, as of 28 February 2014, see <a href="http://www.unrwa.org/syria-crisis#zoom=5&lat=34.05266&lon=38.49609&layers=00B00T; UNRWA, Syria regional crisis response July December 2013, 7 July 2013, see <a href="http://www.unrwa.org/userfiles/201306071557.pdf">http://www.unrwa.org/userfiles/201306071557.pdf</a>. For more on Palestinian refugees in Syria and how they have been affected by the crisis, see Palestinian refugees in Syria: Internal crises and international betrayal, by Alaa al-Barghouthy, researcher on refugee rights, in Amnesty International, Mawared, Winter 2014, available at <a href="http://www.amnestymena.org/ar/Magazine/Issue21/PalestinianRefugeesinSyriaCrisesandBetrayal.aspx?article">http://www.amnestymena.org/ar/Magazine/Issue21/PalestinianRefugeesinSyriaCrisesandBetrayal.aspx?article ID=1125 (in Arabic only).
- 4 The PFLP-GC is a Palestinian armed group that was formed in 1968 by Ahmed Jibril as a breakaway from the Popular Front for the Liberation of Palestine (PFLP). Based in Syria, it has been closely allied with and dependent upon the Syrian government throughout its existence. It carried out a number of attacks targeting Israel in the 1970s and 1980s.
- 5 Amnesty International, Israel must investigate shooting of protesters in Golan (Index: MDE 15/027/2011), 6 June 2011.
- 6 Statement by Palestinian Centre for Human Rights-Syria (PCHR-S), 17 December 2012; VDC, Forgotten under siege: A special report on the siege of Yarmouk Camp in Damascus and Mo'adamieh City in Damascus Suburbs, September 2013, p. 5, available at <a href="http://www.vdc-sy.info/index.php/en/reports/1379660373#.UwyIOvl\_tlU">http://www.vdc-sy.info/index.php/en/reports/1379660373#.UwyIOvl\_tlU</a>, and communication with displaced residents and human rights activists on 26 and 27 February 2014. One human rights activist told Amnesty International that he estimated as many as 250 people may have been killed in the attack, all of them civilians.
- 7 VDC, Forgotten under siege: A special report on the siege of Yarmouk Camp in Damascus and Mo'adamieh City in Damascus Suburbs, September 2013, p. 9, available at http://www.vdcsy.info/index.php/en/reports/1379660373#.UwyIOvl\_tIU
- 8 UNRWA, UNRWA demands humanitarian access to Yarmouk, 17 November 2013, available at http://www.unrwa.org/newsroom/official-statements/unrwa-demands-humanitarian-access-yarmouk
- 9 See Amnesty International, Growing restrictions, Tough conditions: The plight of those fleeing Syria to Jordan (MDE 16/003/2013), October 2013, including pages 23-26 on Lebanon, Turkey, Iraq and Egypt. available at http://www.amnesty.org/en/library/info/MDE16/003/2013/en
- 10 Most estimates as of late February 2014 lie between 17,000 and 20,000 people remaining in Yarmouk. For example, see UN OCHCR, Living under siege, February 2014, available at <a href="http://www.ohchr.org/Documents/Countries/SY/LivingUnderSiege.pdf">http://www.ohchr.org/Documents/Countries/SY/LivingUnderSiege.pdf</a>
- 11 See its Facebook page, available at https://www.facebook.com/ActGroup.PalSyria
- 12 PAHR-S (which subsequently altered its name to the Palestinian League for Human Rights), Report documenting casualties of the siege on Yarmouk Camp, 9 January 2014, available at <a href="https://www.oximity.com/article/Report-documenting-casualties-of-the-s-1">https://www.oximity.com/article/Report-documenting-casualties-of-the-s-1</a>
- 13 See its website, http://group194.net/english
- 14 See its Facebook page, available at https://www.facebook.com/pages/Palestinian-camps-network-news-union/227152164084488
- 15 The barrel bomb attack appears to have been a direct attack on civilians. A PRCS-S volunteer told Amnesty International that he knew of at least two others who had died as a result of that barrel bomb attack, while a

- former resident and human rights activist told Amnesty International that a further seven individuals later died of their injuries. See Action Group for Palestinians of Syria, Daily report on the situation of Palestinian refugees in Syria, 16 January 2014 (Arabic only).
- 16 Amnesty International, 'To my Valentine: Death will not part us', 14 February 2013, available at http://livewire.amnesty.org/2013/02/14/to-my-valentine-death-will-not-part-us
- 17 Al-Hayat, 'Yarmouk issues a fatwa to allow the eating of cats', 19 October 2012, available at <a href="http://alhayat.com/Details/563259">http://alhayat.com/Details/563259</a> (in Arabic). Amnesty International has also seen videos purporting to show a man killing, skinning and eating cats, and of dog skin, assumed to be a result of the animal being killed and eaten, being pulled out of a rubbish bin. Local residents confirmed that both animals are being eaten in Yarmouk.
- 18 See photo posted on Twitter by the Free Syria Media Hub entitled "On the edge boy tries to milk a Dog in Yarmouk to feed an infant dying of Starvation, available at pic.twitter.com/iNLqsQsndJ
- 19 Amnesty International, 'To my Valentine: Death will not part us', 14 February 2013, available at http://livewire.amnesty.org/2013/02/14/to-my-valentine-death-will-not-part-us
- 20 See entry on VDC website, available at http://www.vdc-sy.info
- 21 Action Group for Palestinians of Syria, Palestinian Refugee Victims of Torture and Enforced Disappearance in Syria, available at <a href="http://www.actionpal.org">http://www.actionpal.org</a> (no publication date given).
- 22 See entry on VDC website, http://www.vdc-sy.info/index.php/ar/details/martyrs/94769#.UwzLP\_mPl0k; AGPS, Khaled was martyred: Farewell to Khaled Bakraawi (Arabic only, no publication date given).
- 23 Yarmouk Camp News and other Yarmouk-connected activists shared names on social media and emails.
- 24 ICCPR Articles 2, 6, 9 and 12.
- 25 Red Cross study, Customary International Humanitarian Law: Volume 1: Rules, J-M Henckaerts and L Doswald-Beck, eds, 2005 (ICRC Customary IHL Study).
- 26 ICRC Customary IHL Study, Rule 1; see also Protocol I, article 48 and Protocol II, Article 12(2).
- 27 ICRC Customary IHL Study, Rule 156, pp.591,593,595-598. See also Rome Statute of the ICC, articles 8(2)(b)(i) and (ii) and 8(2)(e)(i)(ii)(iv) and (xii). See also discussion in ICRC Customary IHL Study, p.27.
- 28 ICRC Customary IHL Study, Rule 11; Protocol I, Article 51(4).
- 29 ICRC Customary IHL Study, Rule 12; Protocol I, Article 51(4)(a).
- 30 ICRC Customary IHL Study, Rule 14; Protocol I, Articles 51(5)(b) and 57.
- 31 ICRC Customary IHL Study, Rule 156, pp. 599-601.
- 32 ICRC Customary IHL Study, Rules 15-21.
- 33 ICRC Customary IHL Study, Rules 22-24.
- 34 ICRC Customary IHL Study, Rules 53-56.
- 35 ICRC Customary IHL Study, Rule 109-110.
- 36 ICRC Customary IHL Study, Rule 103.
- 37 ICRC Customary IHL Study, Rule 156, pp. 599-601.
- 38 Rome Statute of the International Criminal Court, Article 7.
- 39 See statistics provided by UN OCHA, available at http://www.unocha.org/cap/appeals/syria-crisis-humanitarian-response-2014 and UNHCR, available at http://data.unhcr.org/syrianrefugees/regional.php

# SQUEEZING THE LIFE OUT OF YARMOUK WAR CRIMES AGAINST BESIEGED CIVILIANS

AMNESTY INTERNATIONAL



MDE 24/008/2014

Date Published: March 2014

アムネスティ・インターナショナルは、1961 年に発足した世界最大の国際人権 NGO です。人権侵害に苦しむ人びとの存在を知り、「自分も何かできたら」と願う、300 万人以上の人びと、一人ひとりによって成り立っています。 ハガキ書きをはじめとする、市民の自発的な行動による人権状況の改善への取り組みが認められ、1977 年にはノーベル平和賞を受賞しています。

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778

www.amnesty.or.jp